

## 1 いじめの認知

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

以下のものは、いじめとして認知をします。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) その他、被害者が心身の苦痛を感じているもの

### 2 いじめの認知にあたっての基本的な視点

- (1) いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうるものです。
- (3) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいです。
- (4) いじめは、その行為により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがあります。
- (5) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっています。
- (6) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

## 2 いじめ防止基本方針の周知

- 学校基本方針を、学校のホームページに掲載し、公開するとともに、その内容をPTA総会、懇談会等で話題に挙げ、説明をしていきます。

### 3 いじめの対策組織

1 以下のメンバーで、いじめ対策委員会を構成しています。

#### いじめ対策委員会

(校内) 校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭  
(連携) スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### 2 いじめ対策委員会の機能

- いじめ対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行います。
- 特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となるよう組織的な対応をします。
- いじめ対策委員会を、定期及び臨時に開催し、いじめに関わる情報の共有に努めます。

### 4 いじめの未然防止 ～いじめを許さない学校の雰囲気づくり～

1 いじめが起こりにくい集団づくり

いじめが起こりにくい集団づくりには、学校生活において、児童理解を深め、教職員と児童との信頼関係、児童同士の望ましい人間関係を築くことが基盤になります。

#### (1) きまりを守ろうとする意識(規範意識)を高めます。

- きまりを徹底して守ることを通して、規範意識を高め、きまりに守られる生活の安心感を味わうようにします。
- 個々の規律を守る意識を、学級のいじめを許さない雰囲気作りにつなげます。

#### (2) 互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てます。

- 相手を尊重する気持ちを持って行動できる児童を育てていきます。
- いじめ行為は、人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に繰り返し指導します。

#### (3) 児童が活躍する場を設定(自尊感情を高める取り組み)します。

- 係活動や委員会活動、プロジェクト活動、当番活動を通して、自分の役割を果たす充実感、自己有用感を高めることができるよう指導をします。
- 児童一人一人が満足できる、わかる授業に努めます。
- 教職員や保護者など大人が、児童に分かりやすい言葉で、その子の良さや行った言動の正しさを認める価値付けの言葉掛けを行うようにします。

## 2 児童がいじめについて考える機会の設定

児童がいじめについて考える機会を教育課程の中に意図的・計画的に設定し、児童同士でいじめをなくそうとする態度を育てていきます。

いじめについて考える機会	内容
特別の教科 道徳の時間を活用し、意図的・計画的に実践します。	○いじめの未然防止にかかわる内容項目 ・節度ある生活態度 ・集団生活の向上 ・礼儀 ・寛容、謙虚 ・生命の尊重 ・自主自律 ・思いやり ・男女の人格尊重 ・信頼友情 ・公平公正 ・公德心
学級活動	○いじめの未然防止にかかわる題材 ・学級目標をつくろう ・人間関係づくりプログラム 等
児童会活動	○全児童によるあいさつ運動（年間実施） ○生活委員会による「いじめについて」考える広報 等
その他	○人権教育 ○非行防止講座 ・人権週間の設定 ・ケータイ講座 等

## 5 いじめの早期発見～いじめはどの子にも起こりうる～

### 1 日々の観察

○「児童がいるところには、教職員がいる。」を目指し、登下校時、休み時間、昼休み、放課後等の児童の様子への把握に努めます。

### 2 日記、本読みカード等の活用

○ 日記や本読みカード、連絡帳などを活用し、保護者や子どもの声をいつでも聞ける環境づくりに心掛けています。

### 3 いじめアンケート「心のアンケート」の実施

○ 年3回(各学期1回)いじめの実態をつかむために、いじめアンケートを実施します。

### 4 教育相談・カウンセリング

○ 教育相談の充実を図り、子どもにとって相談できる教職員や相談できる場があります。

○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの来校日には、児童、保護者はカウンセリングを受けることができます。

## 6 いじめへの対処～いじめられている子どもの立場に立って、組織的に～

### 1 迅速な状況把握

いじめが確認された場合、速やかに関係する児童から聞き取ります。また、複数の教職員や保護者等からも情報を得て、正確な実態把握に努めます。

#### 【把握すべき情報】

- ◇誰が誰をいじているのか・・・・・・・・・・〔加害者と被害者の確認〕
- ◇いつ、どこで起こったか・・・・・・・・・・〔時間と場所の確認〕
- ◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか・・・・・・・・・・〔内容〕
- ◇いじめのきっかけは何か・・・・・・・・・・〔背景と要因〕
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・・・・・・・・〔期間〕

### 2 いじめへの対応

- いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童とその保護者への支援を行います。
- いじめをおこなった児童、およびその保護者にもいじめの事実を正確に説明し、いじめをおこなった児童への指導、助言を継続的に行います。
- SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)におけるいじめへの対応は、磐田市教育委員会発行「児童生徒が安心して学べる学校にするために」「保護者の皆様に承知していただきたいこと」に記載されている通り、SNS等に関するトラブルは、保護者責任での対応が原則となります。

## 7 重大事態への対応

### 重大事態とは

- (1)いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ア自殺を企画した場合
  - イ心身に重大な障害を負った場合
  - ウ金品等に重大な被害があった場合
  - エ精神性の疾患を発症した場合
- (2)欠席の原因がいじめであると疑われ、児童が相当数の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3)生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

- 磐田市教育委員会に速やかに報告をし、学校で調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」の検討を踏まえて、必要な体制を整え、客観的な事実関係を把握します。
- いじめを受けた児童や保護者に対し、調査結果をもとに事実関係等の情報を提供します。報道対応等については、プライバシーに十分配慮の上、正確で一貫した情報を提供します。